

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 岡山県

農業委員会名： 津山市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年 4月 1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	5,180
自給的農家数	1,819
販売農家数	3,361
主業農家数	218
準主業農家数	550
副業的農家数	2,593

※ 2015農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,904
女性	1,811
40代以下	215

※ 2015農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	171
基本構想水準到達者	-
認定新規就農者	10
農業参入法人	21
集落営農経営	39
特定農業団体	0
集落営農組織	39

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,100	575	575	-	-	5,680
経営耕地面積	3,333	298	191	58	49	3,631
遊休農地面積	120	34	34	-	-	154
農地台帳面積	5,302	817	815	2	-	6,119

※1 耕地面積は、平成28年耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、2015農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日： 平成32年 7月19日

	農業委員	農地利用 最適化推進委員	合計
農業委員会委員数	19	34	53
認定農業者	12	10	22
女性	4	2	6
40代以下	1	3	4

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月1日現在)	管内の農地面積 5,680 ha	これまでの集積面積 719.2 ha	集積率 12.7 %
課 題	中山間地が多い当市では集積に適した農地が少なく、不在地主の増加や農作物の価格低下、鳥獣による被害や大きな畦畔を持つ農地の管理費の増加など、耕作不便・不利により担い手への集積が進まない状態であり、高付加価値の作目作付の推進、集落リーダーの育成、集落営農の推進などの安定的な農業を維持していくための活動が急務である。		

※1 管内の農地面積は、平成29年耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 810 ha (うち新規集積面積 90.8 ha)
活動計画	農業経営基盤強化の促進に関する津山市の基本的な構想における集積目標に対し、地域格差及び昨年実績等を考慮 集落営農への集約を基礎とし、働ける人の雇用を確立して担い手と、所有者が一体となり、農地を守るという意思疎通の形成を図る。また、年複数回ある地域での集会等に参加し、農地制度の広報等を積極的に行う。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	9 経営体	8 経営体	7 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	3 ha	2.9 ha	59 ha
課 題	中山間地の採算性の悪い圃場が多く、小規模な兼業農家が大部分を占めているため、経営として成り立つ農業の開始が困難な状況である。また、農業機械は高額であることから、参入をためらう人も多い。市の事業である援農塾等と連携し、より一層の担い手の育成・支援が必要である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	9 経営体	参入目標面積	4 ha
活動計画	JAや農地中間管理機構、農業大学校等関係機関・団体と連携し、企業や市外の人に対する新規就農を促進するとともに、農業委員が地域と新規参入者の仲立ちをする事で、就農の後押し(農地や各種補助金等の情報提供など)を行う。各町内会が抱えている問題を調査し、委員が中心となり話し合う場を作っていく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月1日現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5, 834 ha	154 ha	2.6 %
課 題	農家の高齢化や不在地主の増加、深刻な担い手不足により、増加に歯止めがかからない状況が続いている。また、農作物価格の不安定化や、鳥獣害により、離農する農家が少なくない。		

※1 管内の農地面積は、平成29年耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 5 ha		
		目標設定の考え方: 過去の実績を基に、津山市農業再生協議会で策定される耕作放棄地解消計画に準じ、解消できそうな農地を抽出		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		87 人	4月～3月	4月～3月
	調査方法	農地パトロールの実施による実態把握及び所有者等に対する指導等		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月	12月～2月	
その他	町内会等の地域組織とも連携し、相談会の開催や、所有者に対する訪問指導(農地中間管理事業の利用などの啓発等)に努める。選択と集中を進め、耕作不便な農地については廃地を進めるなど、農地中間管理機構が行う、離農補助金制度の活用を進める。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月1日現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5, 680 ha	11.9 ha
課 題	新規の違反転用は地道な農地パトロールでの早期指導により減少しているが、相当以前からある違反転用については、所有者や転用事業者が死亡、倒産等により指導が困難な状況にある。また、分筆など高額な費用が捻出できず、解決が進まないことも多い。	

※ 管内の農地面積は、平成29年耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農地転用許可後の追跡調査など、農地パトロールを積極的に行い、早期発見による是正指導を行う。また、農地制度を積極的に広報することで、違反の発生を予防する。農地パトロールを行うと共に集会などで農地制度を公報して違反の発生を抑える行動していく。違反転用を行う場合の多くは、「農地法に対する知識のなさ」が原因のため、分かりやすく広報する。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入